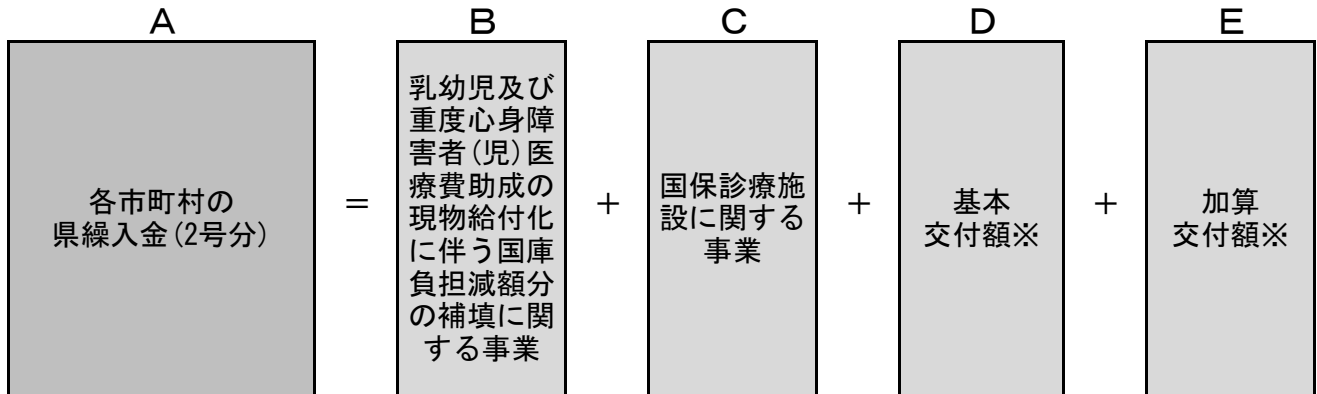


納付金及び標準保険料率算定における 平成30年度分県繰入金(2号分)の推計方法について



①仮係数を用いた算定時

A(県合計額):平成30年度推計における1%相当分とする。

B:平成29年度交付見込額(平成28年度療養給付費等負担金の交付実績より算出)から、未就学児分に相当する額を控除した額とする。

C:平成28年度実績額とする。

D:平成28年度実績額とする。

E:A-(B+C+D)(県合計額)からE(県合計額)を算出し、平成28年度の交付実績割合(当該市町村のポイント数×被保険者数/県全体のポイント数×被保険者数)に応じて按分した額とする。

②確定係数を用いた算定時

①から、C及びDを平成29年度交付見込額、Eを平成29年度の交付見込割合(当該市町村のポイント数×被保険者数/県全体のポイント数×被保険者数)に応じて按分した額に置き換える。

注)Eは一部調整する可能性あり(平成30年度の評価指標に沿わない指標など)

※

医療費適正化に関する事業

- レセプト点検に関する事業
- 医療費通知に関する事業
- 特定健診・保健指導
- 保健に関する事業
- その他医療費適正化に関する事業

保険料(税)適正賦課及び収納率向上に関する事業

- 賦課の適正化に関する事業
- 賦課割合の平準化に関する事業
- 収納率の向上に関する事業
- 滞納処分等の実施に関する事業

適用の適正化に関する事業

- 適用の適正化に関する事業
- 退職被保険者、被扶養者の適正化に関する事業
- 国民健康保険被保険者証の交付に関する事業